

八代市工事入札参加者資格審査格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加しようとする者についての必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）及び入札参加者資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者資格の認定及び格付等)

第2条 入札参加者資格は、別に定める入札参加者資格審査申請要領に基づき工事関係資格審査の申請をした者で、次の各号のすべてに該当するものに対し、別に定める工事入札参加者資格審査会の審査を経て、建設業法の別表に規定する建設工事の種類ごとに認定するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者
- (2) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者
- (3) 建設業法第27条の23の規定により経営に関する客観的事項の審査を受けている者

2 別に定める工事種類規模別等級表（以下「等級表」という。）に掲げる建設工事（以下「格付業種」という。）について資格審査の申請をした八代市内に事務所を有する者で入札参加者資格の有資格者となることを希望し八代市に市民税を納付しているものについては、入札参加者資格の認定に併せて、次の各号に掲げる事項について別に定める基準により審査の上、等級表に掲げる等級に格付けするものとする。

- (1) 等級区分の資格要件
- (2) 評価項目

ア 経営事項

建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果

イ その他の事項

3 格付業種について資格審査の申請をした八代市外に主たる営業所を有する者及び格付業種以外の工事について資格審査の申請をした八代市内に主たる営業所を有する者については、入札参加者資格の認定のみを行うものとする。

(入札参加者資格の認定除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後2年間入札参加者資格を認定しないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 建設業法の規定に違反した者
- (7) 市との請負契約に関し不誠実な行為をした者
- (8) 営業の実態がないと認められる者
- (9) 市民税、固定資産税その他の市税の納税義務を怠っている者
- (10) 労賃の不払若しくは支払の遅延のある者又は労災保険料の納付を怠っている者
- (11) 工事検査員が重要と認めて発した工事指摘事項通知書を受けている者
- (12) 入札、工事執行等について故なく他人に暴力威圧を加えて目的を果たそうとする行為のあった者
- (13) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札参加者資格の有効期間)

第4条 資格審査は、2年に1回行うことを定期とし、入札参加者資格の有効期間は、次期の定期の資格審査の結果の適用日の前日までとする。ただし、定期の資格審査以外の資格審査を行うことができるものとし、その場合の有効期間は次期の定期の資格審査の結果の適用日の前日までとする。

(資格審査の結果の修正等)

第5条 入札参加者資格の認定の後に、建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果等に修正があった場合又は資格審査の申請をした者の営業形態に著しい変更があった場合は、資格審査の結果の修正又は取消しを行うことができるものとする。

(資格審査の結果の通知)

第6条 市長は、資格審査を行ったときは、資格審査の申請を行った者に対して、当該資格審査の結果を通知するものとする。

(有資格者名簿)

第7条 市長は、入札参加者資格を有する者の名簿を作成し、これを閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月12日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要領は、市長決裁の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の要領の規定は、平成25年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者から適用する。

附 則（平成26年11月28日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要領は、市長決裁の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の八代市工事入札参加者資格審査格付要領の規定は、平成27年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者に適用する。

工事種類規模別等級表

工事の種類	等級	工事の請負対象金額
土木一式 工事	A	2,500万円以上
	B	1,100万円以上 2,500万円未満
	C	1,100万円未満
建築一式 工事	A	5,000万円以上
	B	1,000万円以上 5,000万円未満
	C	1,000万円未満
電気工事	A	1,000万円以上
	B	1,000万円未満
管工事	A	1,000万円以上
	B	1,000万円未満
水道施設 工事	A	1,000万円以上
	B	1,000万円未満